

# 札幌国際大学短期大学部学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 札幌国際大学短期大学部（以下「本学」という。）は、建学の精神に則り、実際的な専門教育と職業教育を施すとともに、教養に関する広い知識を授け、人格を磨き、生活及び社会に貢献して文化の向上に寄与する良き社会人を育成することを目的とする。

### (点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項において「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果並びに前項の認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第3条 本学に次の学科を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

総合生活キャリア学科	入学定員	40人	収容定員	80人
幼児教育保育学科	入学定員	80人	収容定員	160人

2 前項の学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 総合生活キャリア学科は、自立した職業人を養成するため、現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ解決する、多様な場で活躍できる実務能力を持った人材を育成する。

(2) 幼児教育保育学科は、現代の保育に必要な理論や技術を身に付け、共感的な感性と知性に支えられた、人間性豊かな保育者を養成する。

### (修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。但し、第29条により休学した期間は在学期間に含まない。

3 第26条第1項の規定により入学を許可された者は、第26条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 開学記念日 6月27日

(4) 夏季休業日 8月上旬から9月下旬まで

(5) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬まで

(6) 春季休業日 2月上旬から3月下旬まで

但し、夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の始期と終期は、毎年度の学事暦に基づき決定する。

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 授業科目、単位数及び履修方法

(教育課程の編成)

第8条 教育課程の編成に当たっては、本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第9条 授業科目は、学科科目とする。授業科目の種類、必修・選択の別及び単位数は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(授業の方法)

第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(所要単位の取得)

第10条 学生は、別表第1及び別表第2の学科別教育課程表の定めにしたがい、所属する学科の授業科目のなかから、必修科目の単位と選択科目の単位とを合わせて、62単位以上修得しなければならない。

(単位)

第11条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第9条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して（以下「試験等」という。）所定の単位を与える。

2 試験等は、筆記試験・実技試験・レポート・作品等によるものとし、その評価は優+（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）をもって表し、可以上を合格とする。

3 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、単位認定を認定と表記することができる。

(幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格の取得)

第14条 幼児教育保育学科において幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、別表第2に定める授業科目のなかから、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従って、必要な単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

第15条 幼児教育保育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、本学が別に定める授業科目のなかから、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の規定に基づく厚生労働省告示の定めるところに従って、必要な単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格取得に関する規程は、別に定める。

第16条 削除

(本学の他学科における授業科目の履修等)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が所属する学科以外の学科において授業科目を履修させることができる。この場合、履修した授業科目について、修得した単位を学生が所属する学科において修得したものとみなす。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当

該他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は外国の大学に留学する場合について準用する。

3 前2項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第17条並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第57条の規定により修得した単位含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第18条第2項の場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては第17条、第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第18条第2項において準用する同条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(他学科及び本学以外の履修等による単位認定に関する事項)

第21条 第17条から第19条及び前条による単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

## 第5章 入学、休学、退学、留学、転学、除籍及び復籍等

(入学の時期)

第22条 入学(第26条に定める転入学及び再入学を含む。)の時期は第6条に定める各学期の始めとする。

(入学の資格)

第23条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、当該者を大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学の選考）

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（転入学・再入学）

第26条 次の各号の一に該当する者については、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 短期大学に在学し、若しくは卒業した者で本学に転入学を希望する者
- (2) 第32条の規定により退学した者で、再入学を希望する者。ただし、再入学後、再び退学した者を除く。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が定める。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（入学手続き及び入学許可）

第27条 選考の結果合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人を定め本学所定の書類を提出するとともに、入学金その他の諸納入金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第28条 保証人はその学生の保護者である成年者で、学生について責任をはたすことのできる者でなければならない。

- 2 保証人が転居、または改姓したときは、その旨直ちに届け出なければならない。
- 3 保証人が死亡その他の理由でその責をつくすことができないときは直ちに後継者を

定めて届け出なければならない。

4 保証人を不相当と認めるときは、その変更を求めることがある。

(休学)

第29条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

(休学期間)

第30条 休学期間は1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として延長をすることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 第26条第1項の規定により入学を許可された者の休学期間は、通算して同条第2項の規定により定められた在学すべき年数に相当する期間を超えることができない。

4 休学期間は、第4条の在学期間には算入しない。

(復学)

第31条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(留学)

第33条 外国の大学等で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として、第4条に定める修業年限及び在学期間に含めることができる。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍し、教授会は、学長が除籍について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 第4条に定める在学年限を超えた者

(2) 第30条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

(5) 死亡した者

2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することがある。その際、教授会は審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

る。

3 第1項第3号の除籍及び前項の復籍に関する規程は、別に定める。

## 第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第36条 本学に2年以上在学し、所定の授業科目の単位数を修得した者については、学長が卒業を認定し、教授会は、学長が卒業の認定について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第9条の2第2項に規定する授業の方法で修得した単位は、30単位を超えない範囲で認定する。

(学位の授与)

第37条 卒業を認定された者には、札幌国際大学短期大学部学位規則の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

## 第7章 賞 罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができ、教授会は、学長が表彰について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(懲戒)

第39条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会が審議し、その意見を学長に述べた上で、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒について必要な事項は、別に定める。

## 第8章 入学検定料、入学金及びその他の費用

(入学検定料等の金額及び納付の方法)

第40条 本学の入学金及び授業料の金額は別表第3のとおりとし、入学検定料の金額は別に定める。

2 納付の期間及び方法については別に定める。

3 実習費その他必要な費用は別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第41条 春学期又は秋学期の全期間にわたり休学する者には、当該期間の授業料を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第42条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(科目等履修生の授業料)

第43条 科目等履修生の検定料及び授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第44条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金は返付しない。

但し、入学手続きをとった者が特別の事由により入学を辞退する場合で、所定の期日までに申し出があった者については、入学検定料、入学金以外の諸納入金を返還する。

## 第9章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第44条の2 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。

2 本学は、教育研究実施組織を編成するに当たっては、本学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にする。

(教職員)

第45条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。

(学長の職務)

第46条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第47条 必要により副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学長及び副学長の任期)

第48条 学長の任期は2年、副学長の任期は1年とし、選考については別に定める。

(代理)

第49条 副学長(副学長が置かれていないときは、あらかじめ学長において指名した教授)は、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。

(学科長)

第50条 学科に学科長を置く。

(副学科長)

第50条の2 必要により学科に副学科長を置くことができる。

(学科会議)

第50条の3 学科に関する事項を協議するため、学科に学科会議を置く。

2 学科会議について必要な事項は、別に定める。

(教務部等)

第50条の4 本学に教務部、学生部、キャリア支援センター及びアドミッションセンターを置く。

2 前項に定める組織について必要な事項は、別に定める。



(委員会)

第50条の5 必要に応じ、本学に委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第50条の6 本学に事務局を置く。

2 事務局について必要な事項は、別に定める。

(職務・事務分掌)

第51条 教職員の職務・事務分掌については別に定める。

## 第10章 教授会、運営委員会及び合同運営委員会

(教授会)

第52条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第53条 教授会は学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 教授会において必要があるときは兼任の教員その他の職員を出席させて意見を聞き  
または報告させることができる。

(議長及び定足数)

第54条 学長は教授会を招集しその議長となる。

2 教授会の会議は構成員の3分の2以上の出席をもって開く。

(審議事項)

第55条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
  - (2) 学位の授与
  - (3) 学科の増設、統廃合及び教育課程に関する事項
  - (4) 学生の除籍に関する事項
  - (5) 学生の試験等に関する事項
  - (6) 学生の賞罰に関する事項
  - (7) 前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第56条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

(運営委員会及び合同運営委員会)

第56条の2 本学運営の円滑を期するため、本学に運営委員会及び札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会（以下「合同運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会及び合同運営委員会について必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第57条 本学の学生以外の者で、1 又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、これを科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生で履修した授業科目の単位取得を希望する者には、第13条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し別段の定めがない場合は、学生に関する諸規程を準用する。

4 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第58条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

## 第 12 章 長期履修学生

(長期履修学生)

第59条 職業を有しているなどの事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する学生（以下、「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

## 第 13 章 図 書 館

(図書館)

第60条 本学に図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は、別に定める。

## 第 14 章 センター及び研究所

(センター及び研究所)

第61条 本学にセンター及び研究所を置くことができる。

2 センター及び研究所について必要な事項は、別に定める。

## 第 15 章 公 開 講 座

(公開講座)

第62条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

## 第 16 章 雑 則

(雑則)

第63条 この学則の施行に関する必要な細則は学長が定める。

## 第 17 章 学則の改廃

### (学則の改廃)

第64条 この学則の改廃は、教授会が審議し、学長の意見を聴取した上で理事会が決定する。

### 附則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 3 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成 3 年度		平成 4～平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科	200人	350人	200人	400人	150人	350人
教養学科	300人	500人	300人	600人	200人	500人
秘書学科	150人	250人	150人	300人	100人	250人

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

但し、平成3年4月1日付け附則のうち、次の学科、期間について次のとおり改める。平成5年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

年度 学科	平成5年度		平成6～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科	150人	350人	150人	300人	100人	250人
教養学科	200人	500人	200人	400人	100人	300人
秘書学科	150人	300人	150人	300人	100人	250人

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

但し、平成11年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

平成11年4月1日から秘書学科を募集停止する。

学則第3条の規定にかかわらず、平成11年4月1日以降の入学定員・総定員は下表のとおりとする。

年度 学科	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科	100人	250人	50人	150人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人
教養学科	150人	350人	50人	200人
秘書学科	0人	150人	—	—
英語学科	100人	200人	100人	200人

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

但し、平成12年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

学則第3条に規定する入学定員・収容定員は平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活学科	100人	250人	90人	190人	85人	175人	80人	165人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
教養学科	150人	350人	145人	295人	135人	280人	125人	260人
秘書学科	(募集 停止)							
英語学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人

年度 学科	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活学科	75人	155人	75人	150人	75人	150人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人
教養学科	115人	240人	100人	215人	100人	200人
秘書学科	(募集 停止)					
英語学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

但し、平成13年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

学則第3条に規定する入学定員・収容定員は平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活学科	85人	175人	80人	165人	75人	155人	75人	150人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
教養学科	135人	280人	125人	260人	115人	240人	100人	215人
英語学科	50人	150人	50人	100人	50人	100人	50人	100人

年度 学科	平成 17 年度	
	入学定員	収容定員
総合生活学科	75人	150人
幼児教育学科	100人	200人
教養学科	100人	200人
英語学科	50人	100人

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

但し、平成14年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

但し、平成15年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

但し、平成16年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

但し、平成17年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成18年2月1日から施行する。

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

但し、平成18年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、第45条、第53条第1項の規定を除き、従前の規定を適用する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

但し、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1から別表第3、別表第5及び別表第6について従前の規定を適用する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

但し、平成21年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

但し、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第2及び別表第5について従前の規定を適用する。

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

但し、平成23年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1、別表第2及び別表第5について従前の規定を適用する。

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

但し、平成24年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

但し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第4条、第15条第2項及び第30条を除き従前の規定を適用する。

英語コミュニケーション学科は、平成25年4月1日から学生募集を停止する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年3月30日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

但し、平成 28 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 1 及び別表第 2 について従前の規定を適用する。

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 31 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 2 について従前の規定を適用する。

この学則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

但し、令和 2 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 2 について従前の規定を適用する。

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

但し、令和 5 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 1 及び別表第 2 について従前の規定を適用する。

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

但し、令和 6 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに就任する学長の任期は、第 48 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

但し、改正後の別表第 2 は、令和 7 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。